

欧米の排出量取引制度関連法令の構成 (目次)

共同体内に温室効果ガス排出量取引制度を構築し委員会指令
96/61/EC を改正する欧州議会及び理事会指令 2003/87/EC . . . 1

米国リーバーマン・ウォーナー法案 3

共同体内に温室効果ガス排出量取引制度を構築し委員会指令
96/61/EC を改正する欧州議会及び理事会指令 2003/87/EC

(目次：仮訳)

前文

第1条 目的

第2条 対象範囲

第3条 定義

第4条 温室効果ガス排出枠

第5条 温室効果ガス排出枠の適用対象等

第6条 温室効果ガス排出枠の条件と内容

第7条 対象施設に関する変更

第8条 96/61/EC 指令との調和

第9条 国家割当計画

(→ 第9条 共同体全体の排出枠総量)

第10条 割当方法

(→ 第10条 排出枠のオークション)

第10a条 調整された無償割当についての共同体全体の移行的ルール

第10b条 炭素リーケージの発生に際しエネルギー集約型産業を支援する措置

第11条 排出枠の割当と発行

(→ 第11条 各国における実施手段)

第11a条 共同体内における事業に由来するCER及びERUの活用

(→ 第11a条 気候変動に係る将来の国際合意の施行以前に共同体内に置いて実施された事業に由来するCER及びERUの活用)

第11b条 事業活動

第12条 排出枠の移転、償却及び取消

第13条 排出枠の有効性

第14条 排出のモニタリング及び報告のための指針

(→ 第14条 排出のモニタリング及び報告)

第15条 認証

(→ 第15条 認証及び認可)

第16条 罰則

第17条 情報へのアクセス

第18条 所管部局

- 第 19 条 登録簿
- 第 20 条 中央行政管理者
- 第 21 条 参加国による報告
- 第 21 a 条 キャパシティ・ビルディング事業への支援
- 第 22 条 附属文書Ⅲの改正
(→ 第 22 条 各附属文書の改正)
- 第 23 条 委員
- 第 24 条 対象活動及び対象ガスの追加に係る統一的な手続
(第 24 a 条 排出削減事業に係る調整されたルール)
- 第 25 条 他の温室効果ガス排出量取引制度とのリンク
- 第 26 条 96/61/EC 指令の改正
- 第 27 条 特定施設の一時的除外
(→ 第 27 条 同等の手段による小規模燃焼施設の除外)
- 第 28 条 プーリング
(→ 第 28 条 気候変動に係る将来の国際合意の結論に係り適用可能な調整)
- 第 29 条 不可抗力への対応
- 第 30 条 見直しとさらなる発展
- 第 31 条 実施
- 第 32 条 施行日
- 第 33 条 対象国
- 附属文書Ⅰ 第 2 条第一項、第 3 条、第 4 条、第 14 条第一項、第 28 条及び
第 30 条に規定する活動分類
- 附属文書Ⅱ 第 3 条及び第 30 条に規定する温室効果ガス
- 附属文書Ⅱ a 排出を削減し気候変動への影響に適用し、共同体の尊厳と成長のために第 10 条第 2 項第 a 号に基づき加盟国によりオークションされるべき排出枠の割合の増加
- 附属文書Ⅲ 第 9 条、第 22 条及び第 30 条に規定する国家割当計画の策定基準
(→ 削除)
- 附属文書Ⅳ 第 14 条第一項に規定するモニタリング及び報告の原則
- 附属文書Ⅴ 第 15 条に規定する認証の基準

※下線 : 2004/101/EC 指令による改正

※破下線 : COM(2008)16 final により改正が提案されているところ

米国リーバーマン・ウォーナー法案

(目次：仮訳)

- 第一条 略称 目次
- 第二条 現状認識
- 第三条 目的
- 第四条 定義
- 第一章 - 温室効果ガス排出量に対する上限設定
 - 第A節 - 排出量の追跡
 - 第1101条 目的
 - 第1102条 定義
 - 第1103条 報告要件
 - 第1104条 データの質と検証
 - 第1105条 連邦の温室効果ガス登録簿
 - 第1106条 執行体制
 - 第B節 - 排出削減
 - 第1201条 排出枠口座
 - 第1202条 遵守義務
 - 第1203条 違反に対する罰則
 - 第1204条 規則の作成
- 第二章 - 費用効率性の管理と抑制
 - 第A節- 取引
 - 第2101条 排出枠の売却、交換及び償還
 - 第2102条 取引に関する制約なし
 - 第2103条 排出枠の譲渡システム
 - 第2104条 排出枠の追跡システム
 - 第B節 - バンキング
 - 第2201条 西暦年の表示
 - 第2202条 時効
 - 第C節 - ボロイング
 - 第2301条 規制
 - 第2302条 条件
 - 第2303条 利子付きの返済
 - 第D節 - オフセット
 - 第2401条 農業生産者の収益向上に関する普及啓発

- 第 2402 条 国内オフセット制度の確立
- 第 2403 条 対象となるオフセット事業の種類
- 第 2404 条 事業の開始と承認
- 第 2405 条 オフセットの検証と排出枠の発行
- 第 2406 条 吸収隔離事業の遺漏の追跡
- 第 2407 条 精査
- 第 2408 条 オフセット排出枠の発行時期と提供
- 第 2409 条 オフセットの登録簿
- 第 2410 条 環境配慮
- 第 2411 条 制度の見直し
- 第 2412 条 小売業によるオフセット

第 E 節 - 国際排出枠

- 第 2501 条 国際排出枠の利用
- 第 2502 条 規制
- 第 2503 条 施設の認証

第 F 節 - 炭素市場効率性理事会

- 第 2601 条 目的
- 第 2602 条 炭素市場効率性理事会の設立
- 第 2603 条 職務
- 第 2604 条 権限
- 第 2605 条 温室効果ガス排出量規制の経済に対するコストの予測

第三章 - 排出枠の割当と流通

第 A 節 - オークション

- 第 3101 条 早期オークションによる割当
- 第 3102 条 年次オークションによる割当

第 B 節 - 早期対策

- 第 3201 条 割当
- 第 3202 条 配分

第 C 節 - 州

- 第 3301 条 省エネルギーへの割当
- 第 3302 条 連邦の排出削減目標を上回る制度を実施している州への割当
- 第 3303 条 一般的な割当
- 第 3304 条 公共交通への割当

第 D 節 - 電力の消費者

- 第 3401 条 割当
- 第 3402 条 配分

- 第 3403 条 利用
- 第 3404 条 報告
- 第 E 節 - 天然ガスの消費者
 - 第 3501 条 割当
 - 第 3502 条 配分
 - 第 3503 条 利用
 - 第 3504 条 報告
- 第 F 節 - 炭素回収及び地質学的隔離に対する特別排出枠
 - 第 3601 条 割当
 - 第 3602 条 事業の選定
 - 第 3603 条 配分
 - 第 3604 条 十年間の上限
 - 第 3605 条 特別排出枠口座の消尽
- 第 G 節 - 国内の農業と林業
 - 第 3701 条 割当
 - 第 3702 条 農業と林業における温室効果ガス管理の研究
 - 第 3703 条 配分
- 第 H 節 - 国際的な森林保護
 - 第 3801 条 現状認識
 - 第 3802 条 森林炭素活動の定義
 - 第 3803 条 割当
 - 第 3804 条 定義と対象要件
 - 第 3805 条 国際的森林炭素活動
 - 第 3806 条 見直しと割引
- 第 I 節 - 移行支援
 - 第 3901 条 一般的な割当と配分
 - 第 3902 条 化石燃料を使用する発電施設の設置者及び操業者への排出枠の割当
 - 第 3903 条 地域的電力組合への追加的排出枠の配分
 - 第 3904 条 エネルギー集約型製造業施設の設置者及び操業者への排出枠の割当
 - 第 3905 条 石油を原料とする燃料の生産若しくは輸入を行うその他の施設の設置者及び操業者への排出枠の割当
 - 第 3906 条 ハイドロフルオロカーボンの生産業者及び輸入業者への排出枠の割当

第J節 - 埋立地及び炭鉱からのメタン排出量の削減

第3907条 割当

第3908条 配分

第4章 - オークションとオークションの利用手続

第A節 - 基金

第4101条 設立

第4102条 基金の資金量

第B節 - 気候変動クレジット公社

第4201条 設立

第4202条 適用法規

第4203条 理事会

第4204条 会計監査院長による見直しと監査

第C節 - オークション

第4301条 早期オークション

第4302条 年次オークション

第D節 - エネルギー技術の開発

第4401条 一般的な割当

第4402条 二酸化炭素をゼロにする又は低減するエネルギー技術の展開

第4403条 先進的な石炭利用及び二酸化炭素隔離技術制度

第4404条 セルロース由来バイオマス燃料

第4405条 先進技術車両製造促進制度

第4406条 持続可能なエネルギー制度

第E節 - エネルギー消費者

第4501条 資金の利用可能性の程度

第4502条 地域的エネルギー支援制度

第F節 - 気候変動に関する労働者研修制度

第4601条 基金

第4602条 目的

第4603条 設立

第4604条 活動内容

第4605条 労働者保護と非差別要件

第4606条 労働者の研修と確保

第G節 - 米国及びその領土における天然資源のための適応制度

第4701条 定義

第4702条 適応基金

第H節 - 国際的気候変動適応及び国家安全保障制度

- 第 4801 条 現状認識
- 第 4802 条 目的
- 第 4803 条 設立
- 第 4804 条 基金
- 第 I 節 - 緊急消火制度
 - 第 4901 条 現状認識
 - 第 4902 条 土地管理局緊急消火制度
 - 第 4903 条 林野局の緊急消火制度
- 第 5 章 - エネルギー効率
 - 第 A 節 - 電化製品の効率性
 - 第 5101 条 住宅用ボイラー
 - 第 5102 条 冷暖房基準における地域的なばらつき
 - 第 B 節 - 建物の効率性
 - 第 5201 条 連邦建物エネルギー効率規則の改訂
 - 第 5202 条 関連法の改正
- 第 6 章 - 温室効果ガス排出量削減に向けた世界的取組
 - 第 6001 条 定義
 - 第 6002 条 目的
 - 第 6003 条 国際交渉
 - 第 6004 条 省庁間の見直し
 - 第 6005 条 大統領決定
 - 第 6006 条 国際予備排出枠制度
 - 第 6007 条 国際予備排出枠の要件の調整
- 第 7 章 - 見直し及び勧告
 - 第 7001 条 全米科学学会による見直し
 - 第 7002 条 環境保護庁による見直し
 - 第 7003 条 環境保護庁による勧告
 - 第 7004 条 大統領の勧告
 - 第 7005 条 適応策の評価及び計画
 - 第 7006 条 航空部門における温室効果ガス排出量の関係部局による調査
- 第 8 章 - 二酸化炭素の地質学的隔離のための枠組み
 - 第 8001 条 国内の飲料水に関する規制
 - 第 8002 条 二酸化炭素の地質学的貯蔵能力の評価
 - 第 8003 条 パイプラインの建設及び二酸化炭素の地質学的隔離活動の実現可能性の調査
 - 第 8004 条 閉鎖後の地質学的貯蔵所の信頼性

第9章 - 雑則

- 第9001条 特別の金利減免
- 第9002条 行政手続と司法審査
- 第9003条 州の権限の維持
- 第9004条 先住民族政府の権限
- 第9005条 石炭活用の調査のためのロッキー山脈センター
- 第9006条 大気汚染防止法の遵守に関する太陽光助成研究
- 第9007条 充当金の承認

第10条 - ハイドロフルオロカーボン消費の管理

- 第10001条 適用性
- 第10002条 定義
- 第10003条 ハイドロフルオロカーボンの消費及び米国内への輸入に対する上限設定
- 第10004条 ハイドロフルオロカーボン消費枠口座
- 第10005条 ハイドロフルオロカーボン消費枠の割当
- 第10006条 遵守義務
- 第10007条 ハイドロフルオロカーボン消費枠の売却、交換及びその他の利用
- 第10008条 枠の譲渡システム
- 第10009条 バンキングとボロイング
- 第10010条 ハイドロフルオロカーボン破壊枠

第11条 - 大気浄化法の改正

- 第11001条 全米リサイクル及び排出削減制度
- 第11002条 自動車のエアコンの整備
- 第11003条 二酸化炭素の排出削減